

令和6年  
(2024年)  
栃木県  
実施要綱

# 年末の交通安全 県民総ぐるみ運動

VERY  
GOOD  
LOCAL  
とちぎ

実施期間

令和6(2024)年 12月11日(水)から12月31日(火)までの21日間

交通安全  
スローガン

高めよう!とちぎの交通マナー  
マナーアップ!あなたが主役です



- 1 こどもと高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進



統一行動日



- 12月13日(金)「飲酒運転根絶」強化の日  
12月18日(水)「自転車マナーアップ」強化の日  
12月20日(金)「ライト4(フォー)とハイビーム」強化の日  
12月23日(月)「こどもや高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」推進強化の日



## ① こどもと高齢者の交通事故防止

### 「横断歩道は歩行者優先」

- 運転者は歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者等に道を譲らなければなりません。

### 「こどもや高齢者に優しい3S運動」の推進

- SEE (見る) ⇒ こどもや高齢者をいち早く発見する  
SLOW(減速する) ⇒ こどもや高齢者を見たら減速する  
STOP(停止する) ⇒ 危険を感じたら、すぐに停止する



栃 止 ず  
木 ま っ  
県 れ る と

Tochigi Road



## ② 飲酒運転等の根絶

飲酒運転を絶対に「しない・させない」環境づくりを進め、  
飲酒運転を根絶しましょう。

- ◎お客さまが、車両(自転車を含む)で来店したかどうかを確認しましょう。
- ◎車両(自転車を含む)を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。
- ◎飲酒したお客さまには絶対に車両(自転車を含む)を運転させないでください。

酒類を提供する  
お店の方への  
お願い



※11月1日施行の改正道路交通法により、  
自転車であっても酒類提供罪が適用されます。

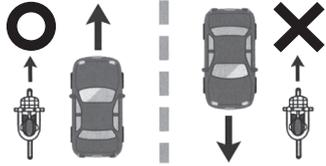
主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

# ③ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

## 自転車安全利用「五則」を守りましょう

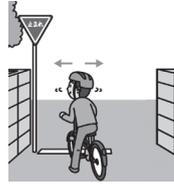
### 1 安全利用「五則」

車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



### 2 安全利用「五則」

交差点では  
信号と一時停止を  
守って、  
安全確認



### 3 安全利用「五則」

夜間は  
ライトを点灯



### 4 安全利用「五則」

飲酒運転は禁止



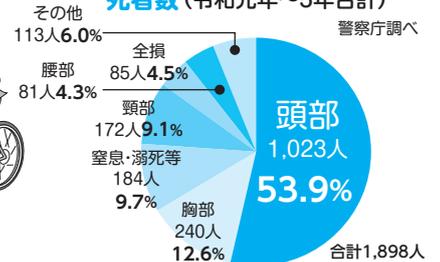
### 5 安全利用「五則」

ヘルメットを着用 **命を守る!自転車ヘルメット**

- ◎ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約1.9倍も高くなります(令和元年~令和5年合計、警察庁調べ)。
- ◎自転車乗車中の交通事故で亡くなった方は、約5割が頭部に致命傷を負っています(令和元年~令和5年合計、警察庁調べ)。
- ◎栃木県自転車条例では、自転車保険加入を義務化しています。必ず加入しましょう。



人身損傷主部位別自転車乗用中死者数(令和元年~5年合計) 警察庁調べ



## 特定小型原動機付自転車

- ◎乗車用ヘルメットは頭部を守るため着用してください(努力義務)。



詳しい交通ルールについては  
**警察庁ホームページ**を  
ご確認ください。



詳しい車両型式情報は  
**国土交通省ホームページ**を  
ご確認ください。



自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用時 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

# ④ 「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進

## 「ライト4(フォー)運動」と「原則ハイビーム」の推進

- ◎運転者は、午後4時にはライトを点灯しましょう。
- ◎夜間、先行車や対向車等が無いときは、**原則ハイビーム**で走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。

## 反射材用品等の着用促進

- ◎歩行者は、薄暮や夜間に交通事故に遭わないようにするために、反射材用品やLEDライトなどを活用しましょう。
- ◎夜間は必ず反射材用品等を身につけ、自動車運転者などに早めに自分の存在を知らせましょう。

